

2015年3月吉日

本法人と取引される皆さまへ

学校法人芝浦工業大学
事務局長 早乙女 徹(印略)

本法人との取引に先立つ誓約書の提出について(お願い)

学校法人芝浦工業大学(以下「本法人」という。)では、設置各学校の適正な教育研究活動ならびに学校運営を実現すべく、法令遵守に努めています。

ところで、全国研究機関における公的研究費の不正使用は後を絶たず大きな社会問題となっており、文部科学省からは平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」の遵守が指示されています。

本法人では、こうした社会情勢のもと文部科学省からの指示に応え、設置各学校の建学の理念やその設置意義に鑑み、本法人全体のコンプライアンスをさらに高めたいと考えています。

ついては、本法人と取引を行う皆さまには、以下により誓約書をご提出くださるようお願い申し上げます。

記

1. 誓約書の提出

本法人と取引を行う皆さまは、原則として本法人に対し「誓約書」を提出してください。誓約すべきは、法令遵守と本法人との適正な取引の実現です。

ただし、下記に該当する場合には、提出は不要です。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人などの公的機関
- ② 学校法人
- ③ 国際組織、外国企業など
- ④ 電気・ガス・水道・電話・郵便事業など
- ⑤ 弁護士・特許・税理士事務所など
- ⑥ 商取引の相手方ではない個人
- ⑦ その他、本件対象になじまない業種など

2. 誓約書の様式

本法人所定の様式を使用してください。

3. 誓約書の提出先及び本件に関する担当部署

本法人に対し、2015年4月以降に行う最初の取引等が行われるまでに、押印した誓約書を持参もしくは郵送にて提出してください。

(提出先・担当部署)

〒135-8548 東京都江東区豊洲3-7-5 学校法人芝浦工業大学 施設管財部管財課

TEL: 03-5859-7270

E-mail: kanzai@ow.shibaura-it.ac.jp

4. その他

不正取引（不正行為）防止対策の一環として、本法人ホームページに公開している重要情報（関連リンク：公的研究費の適正な執行に向けて）をご確認ください。

5. 適用開始

本方針は2015年4月1日より適用するものとします。

6. 不正取引（不正行為）を行った会社等への対応

本法人は、不正取引（不正行為）を行った会社等に対し、本法人が定めた下記「調達細則」該当条項に基づく対応を実施します。

「調達細則」

第25条 次の各号のいずれかに該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする等の措置を講ずる。

- (1) 本学との取引に係る照会、調査等に対し、虚偽の申告をしたと認められるもの。
- (2) 本学との取引に係る入札又は見積りに当たり、不正の行為があったと認められるもの。
- (3) 本学との取引に係る契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為があったと認められるもの。
- (4) その他、本学との取引について、本学に不利益をおよぼす行為があったと認められるもの。

7. 本法人との物品取引に伴う検収の実施について

本法人では、公的研究費の不正使用を未然に防ぐ目的から、2015年4月より各キャンパスに設置する検収センターにおいて納品物品の検収を実施します。本法人と物品取引を行う皆さまにおかれましては、別紙「本法人との取引に伴う納品要領等について（お願い）」の内容を合わせてご確認ください、ご協力をお願いいたします。

以上